

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配 R4-1			経営管理実施権の設定を受ける者(丙)				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
				経営管理実施権を設定する市町村(乙)				(名称)				(所在地)				
				吾妻森林組合 代表理事組合長 有馬 嘉太郎				中之条町長 外丸 茂樹				群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1836				
				中之条町長 外丸 茂樹								群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢	大字						
	1	山田	中居								1103-2	56	52他3	山林	4,986	スギその他
2	山田	渋沢	944-1	56	74-1他4	山林	12,519	スギその他	56	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -5			
3	山田	丸岩	1731-1	57	63他3	保安林	3,461	スギその他	49	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -10			
4	山田	丸岩	1731-2	57	76他4	山林	4,697	スギその他	47	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -10			
5	山田	丸岩	1712-1	57	52-1他3	山林	1,959	スギその他	57	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -11			
6	山田	渋沢	948	56	94	山林	691	スギ	64	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -12			
7	山田	渋沢	955-1	56	71他7	山林	9,181	スギその他	62	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -12			
8	山田	渋沢	966-1	56	97他2	山林	4,476	スギその他	67	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -12			
9	山田	中居	1075-1	56	56他6	山林	8,001	スギその他	53	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -12			
10	山田	渋沢	908	56	81他1	山林	3,786	スギ	63	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -16			
11	山田	渋沢	909	56	39	山林	417	スギ	43	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -16			
12	山田	渋沢	910	56	80	山林	1,041	スギ	58	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -17			
13	山田	中居	1080-2	56	16他2	山林	1,166	スギ	56	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -18			
14	山田	渋沢	943	56	85他1	山林	855	スギその他	52	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -19			
15	山田	渋沢	957-1	56	66	山林	221	ヒノキ	54	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -19			
16	山田	丸岩	1711-1	57	53-1他2	山林	2,459	スギその他	60	同上	同上	—	集R4-山田56・57 -20			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢						
	大字	字	地番												
17	山田	渋沢	959	56	72他2	山林	4,226	スギ その他	67	2023.3.10	2042.11.9まで	<p>○ 存続期間中に、主伐及び間伐により生じた木材の販売を実施するものとする。</p> <p>・ 広葉樹の区域については、原則、巡視とする。</p> <p>・ 間伐後に、9年を経てから、主伐を行うものとする。</p> <p>○ 主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・3年生普通苗を2,500本/haの密度で植付けものとする。</p> <p>○ 鳥獣害防止対策では、噴霧器による忌避剤散布作業を、1～5年生時に年1回以上実施するものとし、食害を受けた際には補植を実施する。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1～5年生時に下刈を年1回以上、除伐を森林の生育状況に応じて1回以上実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として丙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として丙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 丙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が算定する主伐あるいは利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>	—	集R4-山田 56・57 -22
18	山田	渋沢	902	56	83	山林	2,345	ヒノキ	27	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -26
19	山田	上ノ山	896-1	56	147他2	山林	4,461	スギ その他	79	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
20	山田	上ノ山	896-3	56	148	山林	2,971	スギ	52	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
21	山田	上ノ山	896-4	56	148他1	山林	2,195	スギ その他	52	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
22	山田	渋沢	901-1	56	113-1	山林	5,145	広葉樹	69	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
23	山田	渋沢	901-2	56	113-1	山林	221	広葉樹	69	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
24	山田	渋沢	905-1	56	39他1	山林	2,473	スギ その他	43	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
25	山田	渋沢	905-2	56	39他1	山林	1,349	スギ その他	43	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
26	山田	渋沢	932-2	56	79	山林	1,072	ヒノキ	27	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
27	山田	渋沢	934-1	56	85他2	山林	4,655	スギ その他	52	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -27
28	山田	丸岩	1737-6	57	71他4	山林	3,240	スギ その他	49	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -31
29	山田	丸岩	1736-1	57	74他3	山林	4,387	スギ	46	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -35
30	山田	渋沢	928-1	56	42他2	山林	1,811	スギ他	52	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -37
31	山田	渋沢	928-2	56	42	山林	339	スギ	52	同上	同上			—	集R4-山田 56・57 -37

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種						
	大字	字	地番											
32	山田	大倉見	1591-1	57	248他1	山林	1,134	スギ	55	2023.3.10	2042.11.9まで	<p>○ 主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・3年生普通苗を2,500本/haの密度で植付けるものとする。</p> <p>○ 鳥獣害防止対策では、噴霧器による忌避剤散布作業を、1～5年生時に年1回以上実施するものとし、食害を受けた際には補植を実施する。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1～5年生時に下刈を年1回以上、除伐を森林の育成状況に応じて1回以上実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。) 及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) として丙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 丙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準準備を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>	—	集R4-山田 56・57 -1
33	山田	上ノ山	854-1	56	122他1	山林	716	広葉樹 その他	31	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -2
34	山田	上ノ山	854-2	56	128-2	山林	1,086	広葉樹	31	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -2
35	山田	上ノ山	867	56	134他2	山林	4,135	スギ その他	56	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -2
36	山田	上ノ山	889-1	56	135	山林	66	広葉樹	67	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -3
37	山田	上ノ山	887-1	56	138他1	山林	1,237	スギ	47	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -4
38	山田	大倉見	1592	57	251	山林	1,286	スギ	59	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -6
39	山田	大倉見	1594	57	249他2	保安林	318	スギ	56	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -6
40	山田	大倉見	1603-1	57	262他1	山林	1,132	スギ その他	64	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -6
41	山田	大倉見	1493	57	110-1	山林	1,893	スギ	46	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -7
42	山田	丸岩	1762-2	57	35-2	山林	1,834	スギ	61	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -8
43	山田	中居	1092-1	56	18-1他5	山林	5,082	スギ その他	65	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
44	山田	中居	1092-2	56	17他4	山林	6,442	スギ	52	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
45	山田	中居	1092-3	56	17他2	山林	2,682	スギ	52	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
46	山田	中居	1092-10	56	18-2他3	山林	1,401	スギ	56	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
47	山田	中居	1095-1	56	1-1	山林	141	スギ	69	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
48	山田	大倉見	1576-1	57	236他1	山林	1,513	スギ	57	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
49	山田	大倉見	1598	57	254-1他2	保安林	845	スギ	89	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -9
50	山田	大倉見	1688	57	134他3	山林	12,423	スギ その他	52	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -10
51	山田	上ノ山	850-1	56	118他2	山林	2,253	スギ	47	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -11
52	山田	中居	1093-3	56	27他1	山林	1,752	スギ その他	84	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -12

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考		
番号	所在			林班	小班	地目	面積㎡							現況樹種	現況林齢
	大字	字	地番												
53	山田	大倉見	1591-2	57	253他6	山林	10,878	スギ その他	69	同上	同上	○ 主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・3年生普通苗を2,500本/haの密度で植付けるものとする。 ○ 鳥獣害防止対策では、噴霧器による忌避剤散布作業を、1~5年生時に年1回以上実施するものとし、食害を受けた際には補植を実施する。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1~5年生時に下刈を年1回以上、除伐を森林の育成状況に応じて1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。) 及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) として丙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 丙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準準備を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要なくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	—	集R4-山田 56・57 -12
54	山田	大倉見	1608	56	27他1	山林	1,380	スギ その他	84	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
55	山田	大倉見	1673-1	57	167他1	山林	1,575	スギ	69	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
56	山田	大倉見	1678-1	57	179-1他1	山林	253	スギ	56	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
57	山田	大倉見	1678-3	57	179-2	山林	317	スギ	45	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
58	山田	大倉見	1678-4	57	179-1他1	山林	235	スギ	56	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
59	山田	大倉見	1678-5	57	179-1	山林	157	スギ	56	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
60	山田	中居	1091-1	56	27他5	山林	17,376	スギ その他	84	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
61	山田	上ノ山	855	56	123他1	山林	874	スギ その他	69	2023. 3. 10	2042. 11. 9まで	同上	—	集R4-山田 56・57 -12	
62	山田	大倉見	1606-1	56	26他1	山林	385	スギ	66	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -14	
63	山田	行ノ入	1931-1	57	1	山林	9,409	マツ	56	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -15	
64	山田	丸岩	1760-233	57	35-2	山林	956	スギ	61	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -15	
65	山田	丸岩	1761-1	57	34他3	山林	1,786	スギ その他	53	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -20	
66	山田	上ノ山	890-1	56	134他4	山林	5,432	スギ その他	56	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -21	
67	山田	丸岩	1765-2	57	35-2	山林	227	スギ	61	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -21	
68	山田	上ノ山	851-1	56	118他2	山林	3,121	スギ その他	47	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -23	
69	山田	丸岩	1760-235	57	35-2	山林	192	スギ	61	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -24	
70	山田	大倉見	1685-2	57	180-1他4	山林	11,145	スギ その他	46	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -25	
71	山田	大倉見	1685-6	57	183他4	山林	5,246	スギ その他	64	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -25	
72	山田	上ノ山	894-1	56	133他1	山林	954	スギ	57	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -27	
73	山田	上ノ山	895-2	56	145他1	山林	193	スギ その他	61	同上	同上	同上	—	集R4-山田 56・57 -27	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種						
	大字	字	地番											
74	山田	大倉見	1674	57	157他8	山林	11,520	スギ その他	58	同上	同上	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として丙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 丙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>	—	集R4-山田 56・57 -28
75	山田	上ノ山	856	56	124他3	山林	8,846	スギ その他	71	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -32
76	山田	大倉見	1497-1	57	111-1他4	山林	15,614	スギ その他	49	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -34
77	山田	大倉見	1497-2	57	111-1	山林	4,194	スギ	49	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -34
78	山田	中居	1095-2	56	1-1他4	山林	4,134	スギ その他	70	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -36
79	山田	上ノ山	894-2	56	133他3	山林	3,753	スギ	57	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -37
80	山田	中居	1093-1	56	25他1	山林	3,325	スギ	70	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -38
81	山田	上ノ山	859-1	56	126他7	山林	6,453	スギ その他	66	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -39
82	山田	上ノ山	861-1	56	128-1	山林	1,536	スギ	66	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -39
83	山田	上ノ山	859-3	56	126	山林	850	スギ	66	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40
84	山田	上ノ山	863-1	56	131他5	山林	10,523	スギ その他	64	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40
85	山田	上ノ山	863-2	56	129他1	山林	726	スギ その他	56	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40
86	山田	上ノ山	863-3	56	134他1	山林	578	スギ その他	56	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40
87	山田	上ノ山	864	56	131他2	山林	1,075	スギ その他	64	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40
88	山田	上ノ山	865	56	133	山林	1,568	スギ	57	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40
89	山田	上ノ山	866	56	133他1	山林	1,488	スギ	57	同上	同上		—	集R4-山田 56・57 -40

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
	大字	字	地番											
1	山田	中居	1103-2	56	52他3	山林	4,986	スギ その他	62			<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	—	集R4-山田 56・57 -1
2	山田	渋沢	944-1	56	74-1他4	山林	12,519	スギ その他	56				—	集R4-山田 56・57 -5
3	山田	丸岩	1731-1	57	63他3	保安林	3,461	スギ その他	49				—	集R4-山田 56・57 -10
4	山田	丸岩	1731-2	57	76他4	山林	4,697	スギ その他	47			<相手方及び方法> ○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。	—	集R4-山田 56・57 -10
5	山田	丸岩	1712-1	57	52-1他3	山林	1,959	スギ その他	57				—	集R4-山田 56・57 -11
6	山田	渋沢	948	56	94	山林	691	スギ	64				—	集R4-山田 56・57 -12
7	山田	渋沢	955-1	56	71他7	山林	9,181	スギ その他	62				—	集R4-山田 56・57 -12
8	山田	渋沢	966-1	56	97他2	山林	4,476	スギ その他	67				—	集R4-山田 56・57 -12
9	山田	中居	1075-1	56	56他6	山林	8,001	スギ その他	53				—	集R4-山田 56・57 -12
10	山田	渋沢	908	56	81他1	山林	3,786	スギ	63				—	集R4-山田 56・57 -16
11	山田	渋沢	909	56	39	山林	417	スギ	43				—	集R4-山田 56・57 -16
12	山田	渋沢	910	56	80	山林	1,041	スギ	58				—	集R4-山田 56・57 -17
13	山田	中居	1080-2	56	16他2	山林	1,166	スギ	56				—	集R4-山田 56・57 -18
14	山田	渋沢	943	56	85他1	山林	855	スギ その他	52				—	集R4-山田 56・57 -19
15	山田	渋沢	957-1	56	66	山林	221	ヒノキ	54				—	集R4-山田 56・57 -19
16	山田	丸岩	1711-1	57	53-1他2	山林	2,459	スギ その他	60				—	集R4-山田 56・57 -20
17	山田	渋沢	959	56	72他2	山林	4,226	スギ その他	67				—	集R4-山田 56・57 -22
18	山田	渋沢	902	56	83	山林	2,345	ヒノキ	27				—	集R4-山田 56・57 -26
19	山田	上ノ山	896-1	56	147他2	山林	4,461	スギ その他	79				—	集R4-山田 56・57 -27
20	山田	上ノ山	896-3	56	148	山林	2,971	スギ	52				—	集R4-山田 56・57 -27

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）								Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考			
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢				住所又は所在地	氏名又は名称	
	大字	字	地番												
21	山田	上ノ山	896-4	56	148他1	山林	2,195	スギ その他	52						
22	山田	渋沢	901-1	56	113-1	山林	5,145	広葉樹	69						
23	山田	渋沢	901-2	56	113-1	山林	221	広葉樹	69						
24	山田	渋沢	905-1	56	39他1	山林	2,473	スギ その他	43						
25	山田	渋沢	905-2	56	39他1	山林	1,349	スギ その他	43						
26	山田	渋沢	932-2	56	79	山林	1,072	ヒノキ	27						
27	山田	渋沢	934-1	56	85他2	山林	4,655	スギ その他	52						
28	山田	丸岩	1737-6	57	71他4	山林	3,240	スギ その他	49						
29	山田	丸岩	1736-1	57	74他3	山林	4,387	スギ	46						
30	山田	渋沢	928-1	56	42他2	山林	1,811	スギ その他	52						
31	山田	渋沢	928-2	56	42	山林	339	スギ	52						
32	山田	大倉見	1591-1	57	248他1	山林	1,134	スギ	55						
33	山田	上ノ山	854-1	56	122他1	山林	716	広葉樹 その他	31						
34	山田	上ノ山	854-2	56	128-2	山林	1,086	広葉樹	31						
35	山田	上ノ山	867	56	134他2	山林	4,135	スギ その他	56						
36	山田	上ノ山	889-1	56	135	山林	66	広葉樹	67						
37	山田	上ノ山	887-1	56	138他1	山林	1,237	スギ	47						
38	山田	大倉見	1592	57	251	山林	1,286	スギ	59						
39	山田	大倉見	1594	57	249他2	保安林	318	スギ	56						
40	山田	大倉見	1603-1	57	262他1	山林	1,132	スギ その他	64						

<時期>
○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>
○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -27

集R4-山田
56・57 -31

集R4-山田
56・57 -35

集R4-山田
56・57 -37

集R4-山田
56・57 -37

集R4-山田
56・57 -1

集R4-山田
56・57 -2

集R4-山田
56・57 -2

集R4-山田
56・57 -2

集R4-山田
56・57 -3

集R4-山田
56・57 -4

集R4-山田
56・57 -6

集R4-山田
56・57 -6

集R4-山田
56・57 -6

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
	大字	字	地番											
41	山田	大倉見	1493	57	110-1	山林	1,893	スギ	46			<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>	—	集R4-山田 56・57 -7
42	山田	丸岩	1762-2	57	35-2	山林	1,834	スギ	61				—	集R4-山田 56・57 -8
43	山田	中居	1092-1	56	18-1他5	山林	5,082	スギ その他	65				—	集R4-山田 56・57 -9
44	山田	中居	1092-2	56	17他4	山林	6,442	スギ	52				—	集R4-山田 56・57 -9
45	山田	中居	1092-3	56	17他2	山林	2,682	スギ	52				—	集R4-山田 56・57 -9
46	山田	中居	1092-10	56	18-2他3	山林	1,401	スギ	56				—	集R4-山田 56・57 -9
47	山田	中居	1095-1	56	1-1	山林	141	スギ	69				—	集R4-山田 56・57 -9
48	山田	大倉見	1576-1	57	236他1	山林	1,513	スギ	57				—	集R4-山田 56・57 -9
49	山田	大倉見	1598	57	254-1他2	保安林	845	スギ	89				—	集R4-山田 56・57 -9
50	山田	大倉見	1688	57	134他3	山林	12,423	スギ その他	52				—	集R4-山田 56・57 -10
51	山田	上ノ山	850-1	56	118他2	山林	2,253	スギ	47				—	集R4-山田 56・57 -11
52	山田	中居	1093-3	56	27他1	山林	1,752	スギ その他	84				—	集R4-山田 56・57 -12
53	山田	大倉見	1591-2	57	253他6	山林	10,878	スギ その他	69				—	集R4-山田 56・57 -12
54	山田	大倉見	1608	56	27他1	山林	1,380	スギ その他	84				—	集R4-山田 56・57 -12
55	山田	大倉見	1673-1	57	167他1	山林	1,575	スギ	69				—	集R4-山田 56・57 -12
56	山田	大倉見	1678-1	57	179-1他1	山林	253	スギ	56				—	集R4-山田 56・57 -12
57	山田	大倉見	1678-3	57	179-2	山林	317	スギ	45				—	集R4-山田 56・57 -12
58	山田	大倉見	1678-4	57	179-1他1	山林	235	スギ	56				—	集R4-山田 56・57 -12
59	山田	大倉見	1678-5	57	179-1	山林	157	スギ	56				—	集R4-山田 56・57 -12
60	山田	中居	1091-1	56	27他5	山林	17,376	スギ その他	84				—	集R4-山田 56・57 -12

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地				氏名又は名称
	大字	字	地番											
61	山田	上ノ山	855	56	123他1	山林	874	スギ その他	69			<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	—	集R4-山田 56・57 -12
62	山田	大倉見	1606-1	56	26他1	山林	385	スギ	66				—	集R4-山田 56・57 -14
63	山田	行ノ入	1931-1	57	1	山林	9,409	マツ	56				—	集R4-山田 56・57 -15
64	山田	丸岩	1760-233	57	35-2	山林	956	スギ	61				—	集R4-山田 56・57 -15
65	山田	丸岩	1761-1	57	34他3	山林	1,786	スギ その他	53				—	集R4-山田 56・57 -20
66	山田	上ノ山	890-1	56	134他4	山林	5,432	スギ その他	56				—	集R4-山田 56・57 -21
67	山田	丸岩	1765-2	57	35-2	山林	227	スギ	61				—	集R4-山田 56・57 -21
68	山田	上ノ山	851-1	56	118他2	山林	3,121	スギ その他	47				—	集R4-山田 56・57 -23
69	山田	丸岩	1760-235	57	35-2	山林	192	スギ	61				—	集R4-山田 56・57 -24
70	山田	大倉見	1685-2	57	180-1他4	山林	11,145	スギ その他	46				—	集R4-山田 56・57 -25
71	山田	大倉見	1685-6	57	183他4	山林	5,246	スギ その他	64				—	集R4-山田 56・57 -25
72	山田	上ノ山	894-1	56	133他1	山林	954	スギ	57				—	集R4-山田 56・57 -27
73	山田	上ノ山	895-2	56	145他1	山林	193	スギ その他	61				—	集R4-山田 56・57 -27
74	山田	大倉見	1674	57	157他8	山林	11,520	スギ その他	58				—	集R4-山田 56・57 -28
75	山田	上ノ山	856	56	124他3	山林	8,846	スギ その他	71				—	集R4-山田 56・57 -32
76	山田	大倉見	1497-1	57	111-1他4	山林	15,614	スギ その他	49				—	集R4-山田 56・57 -34
77	山田	大倉見	1497-2	57	111-1	山林	4,194	スギ	49				—	集R4-山田 56・57 -34
78	山田	中居	1095-2	56	1-1他4	山林	4,134	スギ その他	70				—	集R4-山田 56・57 -36
79	山田	上ノ山	894-2	56	133他3	山林	3,753	スギ	57				—	集R4-山田 56・57 -37
80	山田	中居	1093-1	56	25他1	山林	3,325	スギ	70				—	集R4-山田 56・57 -38

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地				氏名又は名称
	大字	字	地番											
81	山田	上ノ山	859-1	56	126他7	山林	6,453	スギ その他	66			<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。	—	集R4-山田 56・57 -39
82	山田	上ノ山	861-1	56	128-1	山林	1,536	スギ	66				—	集R4-山田 56・57 -39
83	山田	上ノ山	859-3	56	126	山林	850	スギ	66				—	集R4-山田 56・57 -40
84	山田	上ノ山	863-1	56	131他5	山林	10,523	スギ その他	64				—	集R4-山田 56・57 -40
85	山田	上ノ山	863-2	56	129他1	山林	726	スギ その他	56				—	集R4-山田 56・57 -40
86	山田	上ノ山	863-3	56	134他1	山林	578	スギ その他	56				—	集R4-山田 56・57 -40
87	山田	上ノ山	864	56	131他2	山林	1,075	スギ その他	64				—	集R4-山田 56・57 -40
88	山田	上ノ山	865	56	133	山林	1,568	スギ	57				—	集R4-山田 56・57 -40
89	山田	上ノ山	866	56	133他1	山林	1,488	スギ	57				—	集R4-山田 56・57 -40
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 住 所（同上） 吾妻森林組合 代表理事組合長 有馬 嘉太郎 権利の設定をする市町村（乙） 住 所（同上） 中之条町長 外丸 茂樹														

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。